

巨額タクシー代をなぜ支給し続けたか？ 甘い内部検証結果 市民理解にはほど遠い

内部検証結果 「違法性は問えない」
「犯罪見抜くのは不可」
に驚き! 「止める方法なかった」

1月29日、生活保護費詐欺事件に関する検証委員会（委員長は末松副市長、委員は市役所内部）が、報告書を発表しました。2ヶ月間の検証作業で得られたものは・・・



「巨額支出は止められなかった」と言うが

検証報告書は、市民の最大の関心である、なぜ巨額支出をとめられなかったのかという点について「タクシー通院費の支給を認め、継続したことについては、それぞれの判断についてやむを得ないものであると思われ、移送費の支給を止められる方法はなかったものと判断する」と断言。誰がこのような検証結果を予想したのでしょうか。

「知ってて出し続けたのでは？」と思う市民は多い

- ★ 当時35歳の妻のタクシー通院を申請後わずか1日の検討だけで支給開始したことは、あまりにも異常です。日常生活に支障があるとは思えないのに医師の意見書があるだけで、毎月20日前後の札幌タクシー通院を1日で認めたことは、「止める気がなかった」と指摘せざるを得ません。
- ★ 近隣病院に転院させるための検診命令を一度も出さなかったことについても納得が得られる検証はなされていません。
- ★ 元暴力団で「処遇困難ケース」として把握しながら、札幌市から戻ってきた4日後に勝手にタクシー通院を開始し「借りて払った」と言って330万円分の領収書を持参しました。この異例の行動を元暴力団員の口だと疑い、きっぱりとした対応をしなければ札幌通院はできなかつたでしょう



「職務執行に違法性は問えないと判断する」と言うが

検証報告書は「福祉事務所としての職務執行に違法性があるか、故意または過失が存在するかについて、検証を行った。その結果、福祉事務所の職務執行に違法性は問えないと判断するが、・・・などと書かれています。

何の法律に違反していないのか

刑法、補助金適正化法、生活保護法、地方公務員法などの法律に、まったく違反していないということでしょうか。しかも、根拠は示されていません。



「犯罪見抜くことは不可能であった・・・」と言うが

検証報告書では「タクシー会社と申請者が共謀し、生活保護費を搾取する目的を持って企てられた犯罪であり、福祉事務所が見抜くことは不可能であったと思われる」などとかかれています。

見抜くチャンスは山ほどあった

- ① 常時10台近い高級車（ベンツ、セルシオ、アリスト、レクサス）があるのに、検証報告書では「所有者が別人であることを確認している」「ケース記録に自動車の駐車等の記載もまったくなく、生活状況の把握が不十分との印象を受ける」との記述があるだけです。本人の名前で登録するわけがありません。毎月1千万円以上のタクシー料金との関係を疑わなかったとは信じられません。車庫に入っていないながら疑惑者と無関係の高級車と思っていたのでしょうか。
- ② 07年5月の監査委員報告書は「移送費の請求が過大」「医師の診断書が妥当か」「妻と夫の見積もり金額が同じ」「個人名の口座になっている。※札幌市在住時の会社への振込み口座と違う」などを根拠に「移送費が会社の売り上げ計上になっていないのでは」「夫に還流しているのでは」と厳しく指摘しました。
ところが福祉事務局長は「その当時、だまされているとか、犯罪性があるとは思っていなかった」（2月5日厚生常任委員会）と答弁しています。この時に、徹底的に乗車調査を行なっていれば、架空請求を見抜けた可能性は大です。
- ③ 妻が札幌へのタクシー利用を申請した時は、大チャンスでした。意見書を書いた医師2人に会い、十分調査すればタクシー通院の必要性がないことを明らかにできた可能性は大です。しかし福祉事務所が行なったことは、医師に会わずに1日の調査でタクシー通院を認めたのです。

2月以降の責任は 市長にある

検証報告書は、「いずれの時点においても、市長及び副市長は、福祉事務局長に対し問題の有無を確認し、・・・法令、条例、規則に違反しているとは認められないとの認識を持っている」「今回の場合、福祉事務局長の決定を取り消すことはできないと判断せざるを得ない」「結果として本件に至ったことについては、責任が問われるところであり」などと述べています。

★市長は再逮捕の9日にコメントを出しました。「生活保護費が犯罪の温床となったことに改めて憤りを覚え、市民の皆様へ申し、訳なく思います。この再逮捕により、事件の全容が明らかになることに強い期待をしています。今後は、捜査当局による事件の解明、厚生労働省の判断、第三者委員会の検証を踏まえ、市長として責任ある対応をしてまいります。」

2億435万円詐欺容疑で再逮捕

2月9日 夫(42歳)と妻(37歳)の両容疑者が詐欺容疑で再逮捕
詐欺の総額は2億435万円。詐欺内容は以下の通りです。

- ① 両容疑者は、滝川市が個人口座に振り込んだ料金のうち07年10月までの1年間で約7500万円をタクシー会社役員らから受け取った。この収入があるのに、タクシー代1億6140万円と生活保護費370万円だまし取った。
- ② タクシー会社役員らと共謀して、架空のタクシー代3925万円をだまし取った。

世帯への支払い総額は2億5519万円

06年3月～07年12月までの内訳は、タクシー料金2億3887万円
その他1632万円（医療扶助976万円、生活扶助441万円、住宅扶助、教育扶助など）

生活保護医療適正実施の切り札「検診命令」
を出さなかったことの賛否

★検証報告書では、検診命令を出さなかったことについて、「やむをえない」と驚くべき判断を下しています。

★一方、2月18日の厚生常任委員会で、「地元の砂川などで検診命令を出すべきだったと反省している」（福祉課長）「私ども当事としては嘱託医と公立病院の院長が同一だったので、それを怠った、そこに頭が回らなかった。この部分に非常に欠けていた。仮にこれが行われていれば防げたかもしれない」（福祉事務局長などと反省しています。

【検診命令を命ずるべき場合についての生活保護法等の規定】

次のような場合には、・・・検診を受けることを命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を求めること。

- ★医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。
- ★医療扶助の継続の必要性について疑いがあるとき。
- ★転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。



電光石火！ 妻への許可は1日で決定
症状違うのに夫と同じ25万円で毎日通院

要望から許可までの流れは以下のとおりです。（検証報告書より抜粋）

- ① 10月26日、夫から電話で「妻の容態悪く、近隣の病院では一向によくならないため、札幌の病院を受診したいと言っている。その際、自分と同じストレッチャー型タクシーを使用したい」
- ② これに対し福祉事務所は、「札幌の病院に変えることは認められるが通院は基本的に公共交通機関になること、タクシー利用は主治医の意見書により必要と認められることが条件」
- ③ 27日、夫から妻の札幌の主治医からストレッチャー対応型タクシー使用許可の給付要否意見書が提出された
- ④ 福祉事務所内で協議し、ストレッチャー対応型タクシー使用を認めることとするが、早急に医療機関に対し病状把握を行うこととする



市長・副市長 直接・具体的な指示せず
任せっきりだったことが明らかに

生活保護の実施機関は市長（法19条）です。これだけの報告を受けながら福祉事務所以下職員に対してどのような指示、命令をしたのでしょうか。

福祉事務局長は厚生常任委員会で、次のような答弁をしました。

★「5月に監査委員報告書が出された時点では、副市長から訪問を徹底し、弁護士に相談すること、また福祉事務所として限界があれば警察に相談することなどの指示があった。ですからこの段階では市長からの指示はありません。」

★「しかし9月7日だったと思うが、市長からきちっと訪問して把握をするようにというような指示があった」

このように、市長・副市長は指揮監督権・指導力を発揮しませんでした。巨額の不正受給の疑いを知りつつ、職員に任せきりにした市長の責任は重大です。

市長の役割を果たさなかった田村市長 市民の多くが辞任を求めています

人事も変えず 応援も入れず 指示もせず 黙って支給を見続け 「違法性ない」を繰り返し 市民への説明もなし

異常な事実が次々に！ 日本共産党は徹底説明と責任追及の先頭に立っています

夫婦ともに5年前（生活保護受給中）に覚醒剤で執行猶予判決が下っていた！

2月19日、札幌地方裁判所滝川支部で、覚醒剤取締法違反容疑の初公判が行なわれ、夫婦の前科（夫6犯、妻1犯）が明らかになりました。

逮捕、拘留、そして夫は刑務所数ヶ月間居たにもかかわらず、また元暴力団員に対して特別な注意を払わなければならないのに、把握していなかった福祉事務所の責任は重大です。

★不正受給の期間等について

夫 1月 札幌市内で逮捕
2月 札幌地裁判決 懲役1年4ヶ月（高裁に控訴）
7月 札幌高裁判決 懲役1年6ヶ月 執行猶予4年（07年6月まで）

※不在期間（不正受給期間）6ヶ月間

妻 1月 札幌市内で逮捕
2月 札幌地裁判決 懲役1年6ヶ月 執行猶予3（06年6月まで）

※不在期間（不正受給期間）2ヶ月間

私選弁護士2名ずつつけるなど 多額な費用をかけていた

★なお、2人とも私選弁護士を2名つけ多額の弁護士費用を支出するなど、長期間収入がありながら申告せずに生活保護を受給していた可能性もあります。

条例・規則違反はなかったのか

個人口座に振り込んだことは、市財務規則違反です。2億4千万円近くは、容疑者へ還流し、暴力団、高級車、豪遊に結びつきました。

検証報告書でさえ指摘せざるを得なかった問題点は以下のとおりです。

- ①主治医への病状把握（訪問面談での確認）が10ヶ月近く行われていない
- ②処遇困難ケースなのに査察指導員や管理職の同行訪問が十分に行われていない
- ③ケース記録に自動車の駐車等の記載もなく、生活状況の把握が不十分
- ④問題ケースなのに人事異動の際に重要案件として引継ぎなし
- ⑤滝川市内の業者への車両配置の可能性について検討してもらおう等の依頼がされていない。他業者への確認が不十分であり、見積書の提出は後日しか行われていない
- ⑥結果的に事後追認されている
- ⑦立替払いをした際の多額の現金調達や支払経過等の状況確認が不十分 法人口座開設の依頼が行われていない

職員の責任と処分はどうなるのか（3月後半に実施）

地方公務員法

【懲戒】第29条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

1. この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
2. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
3. 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

滝川市職員の分限及び懲戒に関する条例

【降任、免職及び休職の手続】

第3条 任命権者が法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任又は免職する場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績の不良なことが明らかな場合に限るものとする。

→【懲戒の効果】

第8条 懲戒の効果は次に掲げるとおりとする。

- (1)戒告 戒告書を交付し、将来を戒める。
- (2)減給 1日以上6月以下、給料10分の1以下に相当する額減ずる。
- (3)停職 1日以上6月以下、その期間中いかなる給与も支給しない。
- (4)免職 その職を失わせ、退職金を支給しない。

補助金適正化法

【罰則 第29条】

①偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

②前項の場合において、情（事情）を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

「180万円を暴力団に渡した」「組事務所に出入りしてた」

などと妻が供述したのを受け、北海道警察は2月27日、旭川市内の山口組系暴力団「旭導会」と傘下の「花房総業」の事務所などを家宅捜索しました。また

「1999年に花房総業組長と養子縁組」

と2月27日のHTBテレビチオシ！が報道しました。夫は、同年4月に生活保護を一時辞退し、9月に再び受給しています。暴力団組長と養子縁組していた時期になぜ辞退、再受給していたのか。この時も暴力団との関係を福祉事務所が把握していなかったのか十分な調査が必要です。

札幌への引越し代として62万円支給

されていたことも、日本共産党の調査で明らかになっています。2005年5月8人家族とはいえ、高すぎます。大手引越し会社に問い合わせたところ、4トンロング1台15万円、引越し前後の梱包作業が6万円ということでした。2台でも36万円です。相場の2倍の費用がかかった可能性があります。さらに問題なのは、請負業者は親の会社だったことです。明らかに特別扱いだったのではないのでしょうか。

タクシー会社社員も証言 ずさんな滝川市役所の管理

2月25日のUHBテレビスーパーニュースでは、「妻も札幌に通院したいという」と、電話1本で即日または翌日に、市役所からOKが出てしまう。「整形外科で湿布を毎日、あるいは一日置きに取りに行くと、それだけで通院証明を押してしまう。それを見て市役所は通院しているんだと思う」などと述べました。

事実はどうでしょうか。検証報告書では・・・妻の利用は電話の翌日決定。勝彦容疑者は電話だけで最初のタクシーに乗り、見積書もなしに2ヶ月間利用しました。福祉事務所は、通院について「レセプト（診療報酬明細書）点検しているのだから間違いはない」と言ってきましたが、徹底調査が必要です。

引き続き 市議会と第三者委員会で

重大な疑問については、徹底調査が必要です。

- ①なぜ市長は、指示、人事異動など改善への行動をとらなかったのか。
- ②なぜ支給停止当時35歳の妻のタクシー通院を申請後わずか1日の検討だけで支給開始したのか。
- ③なぜ近隣の病院に転院させるための検診命令を一度も出さなかったのか。
- ④なぜ領収書を持ってきたタクシー代120万円を支給したか
- ⑤なぜ札幌への引越し代に62万円余も支払ったのか。
- ⑥容疑者に滝川市職員が甘い対応をしたのはいつからなのか。
- ⑦なぜ多数の高級車、家族の暴走行為、家賃7万円の家、暴力団風の人間の同居に気づかず、また対応が不十分だったのか。

穴埋めに 税金はビター文使わせません

2月14日、厚生労働省から2名が、市役所などで現地調査

3月11日、会計検査院が検査予定

生活保護費の財源は、3/4が国からの補助金。市民の税金1/4です。

国から補助金返還命令が出される時期と金額は未定です。また、国から返せと言われなくとも、市民の税金分も責任ある人に返してもらわなければなりません。退職した元職員の扱いも今後、真剣な議論が行われます。



生活相談所
のご案内

お気軽にお電話を。無料弁護士相談も実施。
清水雅人 空町1-5-2 23-7924
酒井隆裕 西町5-6-29 23-5898
日本共産党事務所（市役所隣） 23-0231

市議会報告3月号（介護タクシー特集第2号）

発行者 日本共産党滝川市議団 清水雅人 酒井隆裕

日本共産党北空知留萌地区委員会 大町1-1-25

TEL 23-0231 FAX 24-8554